

衆議院議長殿  
参議院議長殿

## 種苗法「改定」案の廃案を求める請願署名

### 【請願趣旨】

種苗法「改正案」は、先の通常国会で食の安全を願う多くの消費者・農民・市民の反対の声に押され、一度も審議されることなく継続審議となりました。しかし、政府は年内（臨時国会）の成立を狙っています。

種苗法「改正案」は、日本政府も批准する「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」が規定する農民の「自家増殖の権利」を原則禁止するものです。これは、「主要農作物種子法」廃止と同時に成立した「農業競争力強化支援法」で、公的機関が保有する「種子の知見」を民間企業に提供することを盛り込み、さらに、海外企業が日本での品種登録をしやすくするなど、日本の優良品種を多国籍種子企業に提供するものと言わざるを得ません。

自家増殖を禁止しても、海外流出を防げないことは、農水省自身が認めています。自家増殖禁止は、許諾料や毎年種子を購入せざるを得なくなるなど、農民に負担増を強いることは明らかです。

農水省は、「育成者権が及ぶのは、1割にも満たない登録品種だから影響はない」と言いますが、実際の栽培では、米で3割以上を占めるなど登録品種の利用が増えています。

また、人気の在来種をゲノム編集技術で栄養素強化の性質などを組み込んで、新たな品種として登録し、在来種を企業の特許の権利下に置き、儲けの種にすることを可能にしています。

さらに種子企業は、遺伝子組み換え種子の開発以来、種子の栽培マニュアル（契約）に肥料や農薬などの使用量や使用時期を組み込み、農民の栽培に対する自主的判断を奪う傾向も強めており、栽培面からの企業依存をも狙っています。

このように種苗法「改正案」は、種子の企業支配を拡大させ、品種の多様性と農民の栽培技術を奪い、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化を支えてきた農産物の安定生産への消費者の願いにも逆行します。以上の趣旨から下記事項について請願します。

### 【請願項目】

1. 種苗法「改正」案を廃案にすること。

氏名	住所

提出メ切:2020年11月20日

【集約】生活協同組合コープ自然派兵庫 〒651-2228 兵庫県神戸市西区見津が丘4-10-5  
Tel:078-998-1671 fax:078-998-1672

【よびかけ】農民運動全国連合会（農民連） 〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11  
Tel:03-5966-2224 fax:03-5966-2226 E-mail:info@nouminren.ne.jp

## 種苗法改定に反対する署名へのご協力をお願いします

種苗法ってなに?と、少々聞きなれない言葉かと思いますが、補足説明をします。



どういう法律なの?

種苗の品種開発をした人の、  
育成者権(知的財産権)を保護する法律です。  
※知的財産権とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。



どうなったの?

2020年春の国会では、反対の世論が沸き起こり、見送られました。  
2020年秋の臨時国会で、再審議が予定されています。



どう変わるの?

これまでは登録品種でも、農家などが自家増殖(自家採種)することは原則として認めてきましたが、今後は「許諾制(事実上の一律禁止)」に変更されようとしています。



なにが問題なの?

許諾制になるのは「登録品種」のみで、「一般品種(在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種)はこれまで通り自家増殖が制限されませんが、法律が通ってしまえば、簡単な手続きでどんどん登録品種を拡大されてしまう危険性があります。(農水省が定める「自家増殖禁止の品目」は、2016年の82種から2019年には387種まで急拡大しています)

古来より、各地で農民たちが営々と品種改良を重ねて引き継いできた遺伝資源である多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにつながります。